巻 頭 言

知的財産戦略のイノベーション

石 原 英 助*



スタンリー・キューブリック監督の「2001年宇宙の旅」は、非常に示唆の多い先端的な映画であった。人類は、地球上に生まれた生命の中で唯一知恵を獲得し、その知恵を生かして文明を築き上げて来た。既に2001年は過去となったが、キューブリックがイメージした人類の知恵は、どこまで到達しているだろうか。人類の知恵を支えるであろう発明や発見を権利化し、保護することのみで人類の進歩があるものではないが、特許法において定義される発明とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」とされており、その発明の

「保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的」として、人類の知恵としての知的財産に対して独占的権利を付与するものである。このことは申すまでもなく、産業の発展、技術の進歩に寄与する新規で進歩的な発明を公表するという義務を果たして初めて、一定期間、独占的な権利が与えられるという特許法の基本理念に基づいている。

1. 知的財産戦略の重要性

知的財産を生み出すのは、企業に限られたものでなく、国家、大学、個人などからも生まれるものであり、それぞれが知的財産を確保し管理し、活用することが必要である。知的財産は活用されてこそ本来であり、国力、経営力、資金力の向上のため、自己実施、技術移転、譲渡、実施許諾といった活用のための戦略的スキームを策定し、的確に運用していくことが重要な位置付けとなっている。

資本増加や労働増加が見込まれない中、経済成長を目指すには技術開発と生産性の向上しかない。そこで必要となるのは、科学技術の根本となる「知的財産権戦略の立案」である。これを行うには、研究者ではなく総合的に将来技術を展望できる知的財産権に関する真の専門家を必要とする。今、先行性の目利きができる専門家が国家に限らず、企業、大学にも求められている。この知的財産の戦略の重要性とその成果について、たびたび引用されるのが米国の事例である。米国は1990年初頭、巨額の貿易・財政赤字を抱え、世界的競争力を失いつつあったが、自国産業の強化・育成のために知的財産権の保護強化政策を徹底し、再び強大な力を回復すると同時に多くの科学技術の分野で世界をリードする基となった。

2. 知的財産戦略のルールとマナー

近年の社会情勢をみると、ある種の技術がその「本質的な」技術範囲を超えたところまで権利主張

* クミアイ化学工業株式会社 代表取締役専務 Eisuke ISHIHARA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

がなされている場合や、「経験」や「手法」といった権利範囲が明確でない事柄まで権利化されてしまう事例がある。このような権利を主張することは、その分野における関連発明を阻害することとなりかねない。知的財産の定義の基本に帰って、独占権の付与が逆に産業界に不利益を生ずることがないか、本来の産業発展や人類の知恵の蓄積に繋がるかなどについて慎重に考慮しなくてはならないものと思考する。

知的財産権の行使に当たっては、その技術的優位性に相応したルールやマナー、モラルに従って活用をすることが重要である。現在のようなボーダーレスの時代においては、それぞれの国の歴史、文化、習慣、イデオロギーの違いがあっても、国際的なルールやマナー、モラルの統一が図られなくてはならない。その統一が図られないために多くのトラブルが生じているのも事実である。

権利を持つものは、品位と品格を持つべきであり、ルールやマナーを逸脱した過剰な権利主張を行ってはならないと考える。また、ひとりよがりの技術が権利として認められることは、本来の特許法の精神に逆らうものである。くどくなるが、本来の知的財産の範囲を越えて権利を主張しすぎること、過剰な権利を確保することは、その分野の産業上の技術的進歩を著しく停滞させる可能性がある。このことに関しては、国家社会として専門家を含めて熟慮し、方向を定めなければならないであろう。

3. 知的財産戦略のイノベーション

知的財産は、それを権利化し、利用して自己実施、実施許諾、譲渡、技術移転といった形で産業に生かし、国家、企業、大学、個人の発展のみならず、産業全体の発展、技術の進歩に貢献することが基本である。このように知的財産を中心とした技術進化のサイクルを確実に回転させることが、国家社会の繁栄において重要である。

企業,大学などの研究機関で行われる先端的研究においては,研究成果の知的財産としての価値とともに,論文などによる成果の公表が,社会への貢献として,もう一つの大きな役割を果たしている。優れた論文は多くの研究者に引用されることでその価値が更に高まり,研究者の名誉にも繋がる。このような直接営利に係わりのない権利もあり,それらの名誉権ともいうべきものに対し尊敬を払うことへの一般社会の醸成が今後益々重要となってこよう。

最近,権利の享受期間と利用者の関係がよく問題となる。少し分野は違うが文学や美術,音楽などでの著作権の保護期間が欧米に比べて短いとの論議がなされている。著作権の保護は,著作者の創作意欲を高めるとの考えが基本になっているが,一方で,手厚い保護は利用者がその作品に触れる機会を狭めるとの意見もあり、論議を呼んでいる。

医薬や農薬などの分野での特許の権利期間についても同様で、発明から毒性、効果などの許認可を経て、上市までの期間が長いと権利を享受する期間が短くなり、特許が切れるとジェネリック品が登場することとなる。確かに安価なものが登場することに異議を唱えるつもりは毛頭ないが、新しい薬剤の発明研究の芽がそがれては技術の進歩が遅滞するのみでなく、研究意欲を闕如させ、研究者の育成にも影響するのではないかと危惧するのは立場上の意見なのであろうかと、相反する立場でのジレンマを感じる昨今である。

いずれにせよ,発明,発見は人類の発展,進歩の基となるものであり,人類の知恵の結晶であり, 大切にしたいものである。